

千葉県立保健医療大学臨床教授等の称号付与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）における臨地・臨床教育の指導体制の充実を図るため、本学の臨地・臨床教育に協力する医療機関その他の施設（以下「協力機関等」という。）の優れた医療人に対する称号の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授、臨床講師（以下「臨床教授等」という。）とする。

(称号の付与の対象者)

第3条 称号は、本学の臨地・臨床実習等の指導に協力する医療機関等（以下「実習等協力機関等」という。）に所属する医療人であって、優れた実践・臨床技能及び教育能力を有し、学会・職能団体・厚生労働省等の定める、臨地・臨床実習指導者研修終了認定などの資格又はこれらと同等の能力を有するものに付与する。さらに、以下を原則とする。

（1）臨床教授にあつては15年以上、臨床准教授にあつては10年以上、臨床講師にあつては5年以上の臨床経験を有する。

（2）称号を付与できる人数は、施設あるいは実習部署・職種ごとに1名とする。

(選考)

第4条 臨床教授等の選考は、本学の学科長・専攻長の推薦に基づき、本学の教授会が行うものとする。

(称号の付与)

第5条 学部長は、臨床教授等の称号を付与することが適当と認められる者を学長に推薦する。

2 学長は、前項の推薦を受けたときは、別紙様式を交付して臨床教授等の称号を付与する。

(称号の付与期間)

第6条 臨床教授等の称号を付与する期間は、臨地・臨床実習の指導に協力する当該年度内限りとする。ただし、当該期間を更新することを妨げない。

(職務)

第7条 臨床教授等は、所属する協力機関等において臨地・臨床実習指導等に必要な職務を行うものとする。

(給与等)

第8条 臨床教授等には、給与その他の給付は支給しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、臨床教授等の付与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

臨床教授等候補者推薦書

(元号) 年 月 日

千葉県立保健医療大学
学 長

職・氏名

下記の者は、臨床教授等の称号を授与するに相応しいと認められますので、推薦します。

候補者氏名 ふりがな		生年月日	年 月 日生 () 歳
勤務地			
職 位			
付与する称号			
臨床の経歴			
実習指導者 研修等の 経歴			
受賞その他			
推薦理由			
推薦者			

注 1 上記枠線内は、学科・専攻において記載する。

氏 名

称 号 記

千葉県立保健医療大学臨床教授等の称号付与に関する規程第
5条第2項の定めるところにより千葉県立保健医療大学臨床
の称号を付与する

期間は（元号） 年 月 日までとする

（元号） 年 月 日

千葉県立保健医療大学長

（ 名 前 ） 印